

鶴岡市公共施設等総合管理計画【概要版】（令和8年3月改訂）

今後の鶴岡市の公共施設の管理について（本計画の主旨）

人口が減少する中で、膨大な費用をかけて老朽化した公共施設のすべてを更新することは困難です。

今後の公共施設については、施設の長寿命化に取り組むとともに、利用動向に照らした統廃合などの検討・実施が必要となります。

第1章 公共施設等総合管理計画について

本市が所有する公共施設等の多くで、今後、急速な老朽化が進むことが予想されます。また、少子高齢化や財政需要の変化にも配慮し、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化とともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的に鶴岡市公共施設等総合管理計画を策定します。

計画期間 平成28年度（2016年度）～令和27年度（2045年度）までの30年間

対象施設 建物系施設、屋外系施設、インフラ系施設、土地

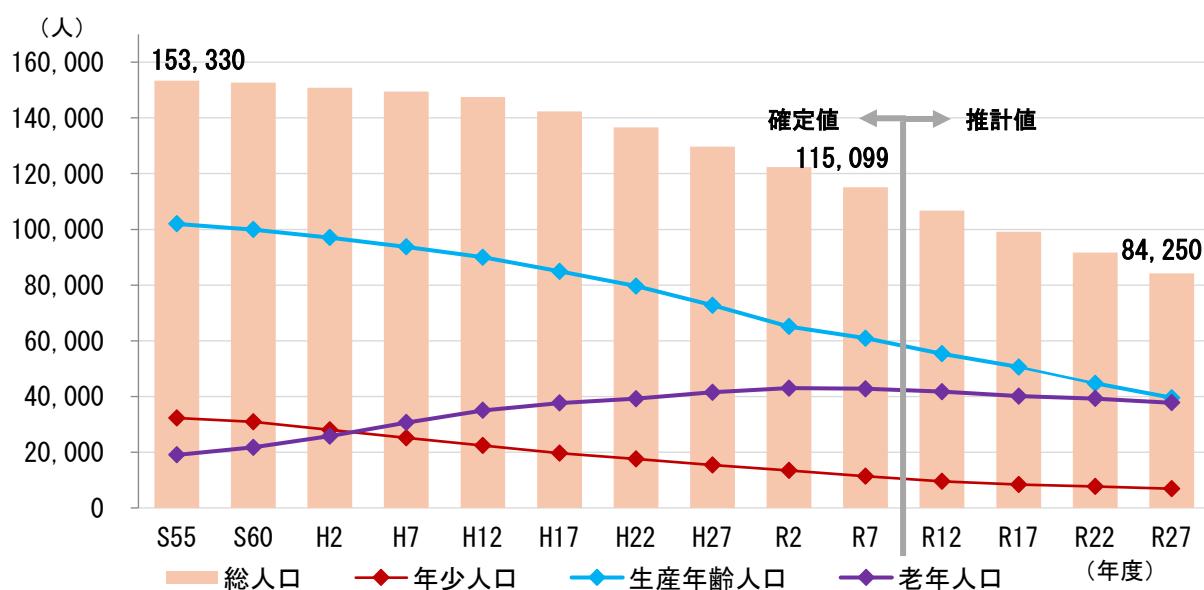
これまでの経過

- 平成29年2月 鶴岡市公共施設等総合管理計画の策定
- 令和5年3月 総合管理計画の一部改訂

第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

■人口の今後の見通しと課題

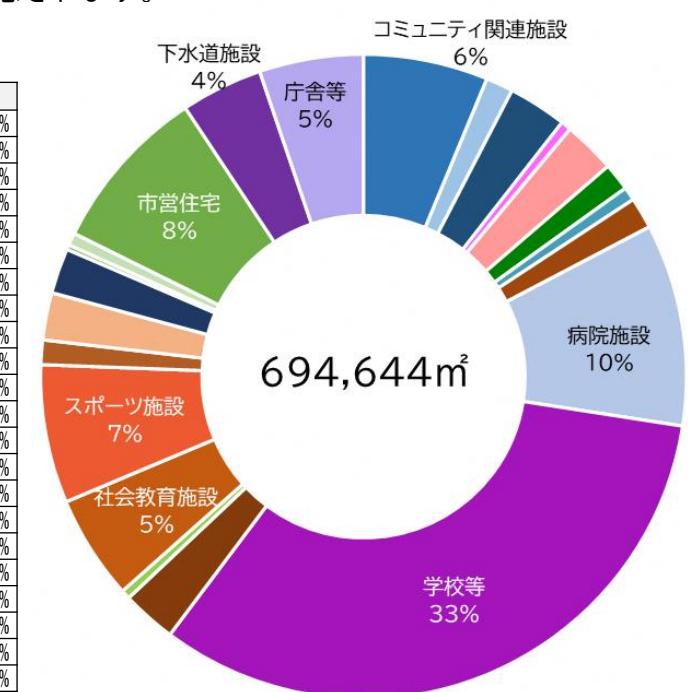
本市の総人口は一貫して減少傾向にあり、令和7年（2025年）時点では115,099人と昭和55年（1980年）時点から約25%減少しています。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計値によると、本市の総人口は令和27年（2045年）には84,250人まで減少すると見込まれています。



■公共施設等の状況と課題

対象施設のうち、建物系施設を498施設（総延床面積は694,644m²）保有しています。今後も少子高齢化が進む中、本市の公共施設等においても急速に老朽化が進行し、安全性や利便性の低下要因となることが懸念されます。

施設分類	施設数	延床面積(m ²)	割合
コミュニティ関連施設	36	43,381	6.2%
消防施設	9	9,445	1.4%
環境施設	7	20,372	2.9%
自然学習施設	4	3,572	0.5%
児童福祉施設	23	18,220	2.6%
保健福祉施設	6	9,594	1.4%
障害福祉施設	4	4,718	0.7%
高齢福祉施設	4	10,929	1.6%
病院施設	7	70,449	10.1%
学校等	43	227,736	32.8%
学術研究施設	3	18,975	2.7%
図書館・メディア施設	3	3,147	0.5%
社会教育施設	17	36,363	5.2%
スポーツ施設	21	48,223	6.9%
農業施設	5	8,533	1.2%
産業振興施設	12	16,474	2.4%
観光施設	22	15,744	2.3%
斎場・靈園	4	1,682	0.2%
公衆便所	196	4,333	0.6%
市営住宅	16	58,108	8.4%
下水道施設	39	28,435	4.1%
庁舎等	17	36,209	5.2%



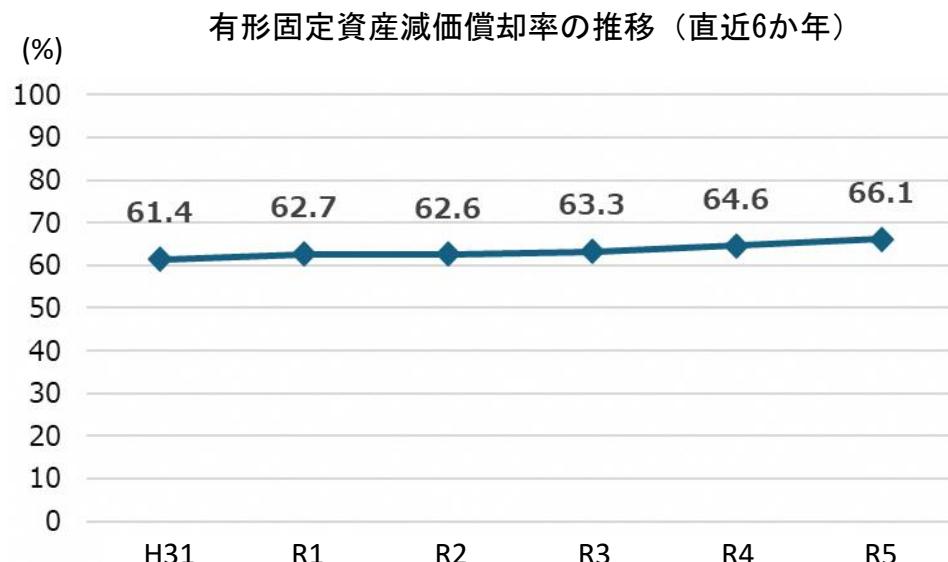
※屋外系施設を除く数量。

第2章 公共施設等の現状及び将来の見通し

■有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

本市の有形固定資産減価償却率は60%台で推移しています。



■長寿命化対策による効果額

今後の建物の更新費用等の見込みを、耐用年数経過時に施設を単純更新した場合と長寿命化対策（複合化、集約化、廃止等を含む。）を実施した場合でそれぞれ試算すると、その差額が長寿命化対策による削減効果額として、今後30年間では1,262.4億円、1年当たりでは42.1億円と見込まれます。

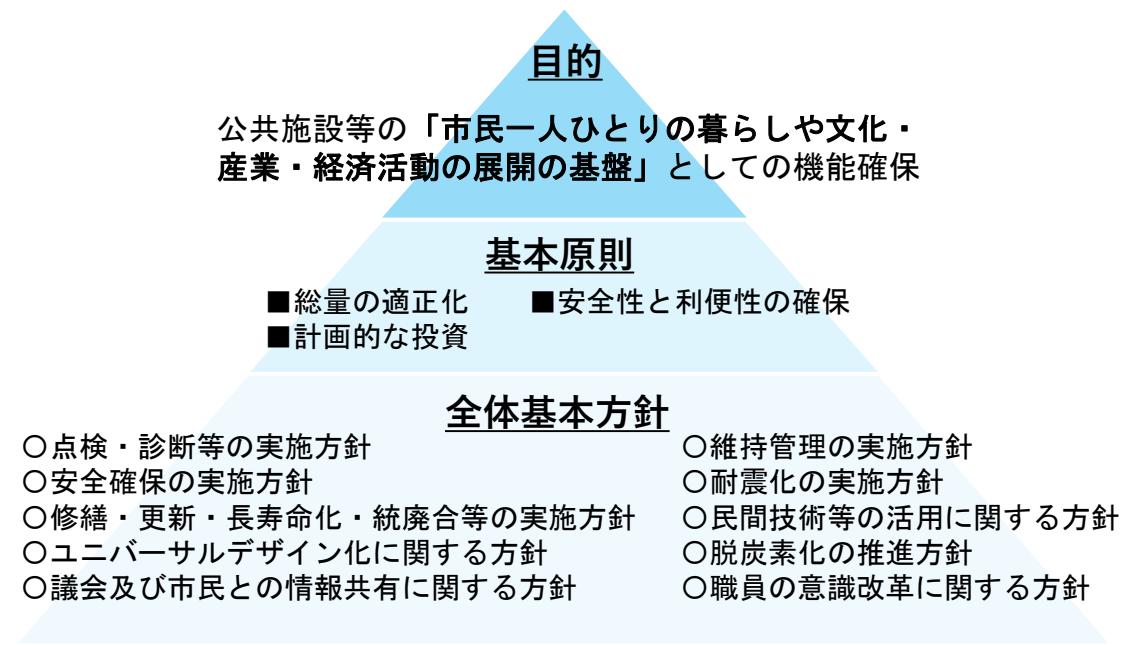
長寿命化対策の削減効果
(億円)

	耐用年数経過時に 単純更新した場合 Ⓐ		長寿命化対策を 反映した場合 Ⓑ		削減効果 Ⓑ - Ⓢ	
	30年間	1年当たり	30年間	1年当たり	30年間	1年当たり
更新費+解体費	2,277.2	75.9	587.7	19.6	▲1,689.5	▲56.3 (74%)
大規模改修費	925.4	30.9	514.9	17.2	▲410.5	▲13.7 (44%)
長寿命化改修費	—	—	840.7	28.0	840.7	28.0 —
維持管理費	91.2	3.0	88.1	2.9	▲3.1	▲0.1 (3%)
合 計	3,293.8	109.8	2,031.4	67.7	▲1,262.4	▲42.1 (38%)

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

■目的と全体像

多様な課題に対し、公共施設等が「市民一人ひとりの暮らしや文化・産業・経済活動の展開の基盤」として機能し続けるよう、総合的かつ計画的な管理を行うための「基本原則」及び「全体基本方針」を下図のとおり設定します。



第4章 施設類型別基本方針について

第3章で示した方針を公共施設の施設類型ごとに適用するため、令和8年度から令和17年度までの10年間を対象とした施設類型別の中期基本方針を策定します。

次の29類型の施設類型ごとに、現状・課題・方向性を定めます。

- | | | |
|----------------|-----------------|-------------|
| (1) コミュニティ関連施設 | (11) 学校等 | (21) 駐車駐輪施設 |
| (2) 防災施設 | (12) 学術研究施設等 | (22) 道路等 |
| (3) 消防施設 | (13) 図書館・メディア施設 | (23) 情報通信施設 |
| (4) 環境施設 | (14) 社会教育施設 | (24) 斎場・墓園 |
| (5) 自然学習施設 | (15) スポーツ施設 | (25) 公衆便所 |
| (6) 児童福祉施設 | (16) 農業施設 | (26) 市営住宅 |
| (7) 保健福祉施設 | (17) 渔港 | (27) 下水道施設 |
| (8) 障害福祉施設 | (18) 産業振興施設 | (28) 庁舎等 |
| (9) 高齢福祉施設 | (19) 観光施設 | (29) 土地 |
| (10) 病院施設 | (20) 公園施設 | |

第5章 本計画の着実な推進に向けて

■取組体制

財政課が統一的な基準による地方公会計に基づく固定資産台帳データの一元管理を行い、各施設所管課から個別施設計画等の進捗状況の報告を受けながら情報共有や調整を図ります。

■計画管理・情報共有

計画の適切な進捗を図るため、施設類型別基本方針を10年ごとに見直すことで進捗状況を管理します。なお、社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行います。